



高石総合秘第408号
令和7年12月2日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
大 阪 南 地 域 協 議 会
議 長 森 義 仁 様
泉 州 地 区 協 議 会
議 長 田 中 政 和 様

高石市長 畑 中 政 昭



2026(令和8)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

みだしの要請につきまして、別紙のとおり回答いたします。

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について (★)

①地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

(回答)

「阪南地域労働ネットワーク推進会議」については、大阪府と連携し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう毎年開催されております。

また、就労困難層への支援につきましては、本市就労支援センターにおいてハローワーク等関係機関との連携を密にし、支援の充実に取り組んでいるところです。

併せて、毎年、泉大津市、忠岡町等と連携し「泉北就職情報フェア」を開催しており、企業説明、就職面接に加え、職業適性診断等を実施し、あらゆる就労困難者に対する広域的な支援に取り組んでおります。

さらに、本市の独自施策として、子育て世代の方を対象としたマザーズ就活準備セミナーや市内在住の未就労等の方が就職に役立てることを目的に資格を取得する際の経費について、最大5万円まで補助金を交付する求職者資格取得支援補助金制度を実施するなど支援の充実に努めております。

②障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用に推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

(回答)

本市就労支援センターでは、障がいのある方それぞれの状況等を踏まえて、ハ

ローワーク泉大津、泉州北障害者就業・生活支援センター並びに一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター等の関係機関と連携を図り、就労に繋がるよう取組んでおります。

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

(回答)

大阪府、ハローワーク泉大津並びに高石商工会議所等と連携し、状況把握に努め、対応しております。

<新規>

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけでなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

(回答)

受動喫煙防止条例の再啓発については、広報活動を通じて積極的に実施いたします。喫煙所設置や表示への補助については、今後調査研究を進め、効果的な施策を検討してまいります。引き続き、実態把握と適切な対応に努めてまいります。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、高石市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」

について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

（回答）

高石市事業所人権教育推進連絡協議会を通じて、国や大阪府等が発行する啓発冊子や研修等のチラシなどを市内事業所に配布し、引き続き啓発に努めて参ります。また、パネル展等を通じて育児・介護休業法について広く市民に啓発してまいります。

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

（回答）

大阪府の「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」に基づき、市の刊行物の表現について、引き続き見直してまいります。

女性に対する暴力を廃絶するため、国や府が発行するポスターの掲示、リーフレット等の配架等で啓発に努めるとともに、女性に対する暴力をなくす運動の一環として、庁舎ロビーにてデートDVに関するパネル展を開催し、啓発パネルの掲示、パープルリボンツリー、展示会場の一部でパープルライトアップを実施するなど啓発活動を充実しており、今後も継続してこうした活動を行ってまいります。

さらに、女性相談員と人権相談員を配置し、引き続き相談体制の充実・強化を図るとともに、大阪府のDV相談に関するリーフレット等を庁内に備え付ける他、名刺サイズのチラシを庁舎内女子トイレに配架するなど、引き続き相談窓口の周知に努めます。

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基

づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、高石市においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

(回答)

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別は重大な人権侵害行為であると認識しており、庁舎内にリーフレットを配架し、また、ポケットブック「セクシャルマイノリティと人権」を配布するなど、性の多様性について周知・啓発を行いました。さらに、本年度も性の多様性に係るパネル展を開催しましたが、今後もこうした様々な方法を通じて、性の多様性に関する市民への周知・啓発活動を実施してまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

(回答)

ハラスメントの防止及び対策のため、関係機関と連携のうえ、周知・啓発に努めてまいります。

(4)治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

(回答)

厚生労働省の定める「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づき、ハローワーク泉大津等関係機関と連携をはかり、適切な支援に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について

大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

(回答)

「中小企業振興基本条例」については、関係機関と連携し情報収集及び周知等に努めております。

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

(回答)

本市域の約半分は臨海工業地帯であり、石油・化学製造業や金属製造業を中心とし製造業が操業しております。「カイゼンインストラクター養成スクール」等につきましては、府と連携し情報収集等に努めてまいります。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

(回答)

中小企業に対しての技能五輪への支援等につきましては、他団体等の事例等調査研究をしてまいります。

④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

(回答)

商工会議所においてBCP策定セミナーを実施しています。

さらに、商工会議所と連携し、持続継続力強化支援計画を令和2年度に策定しました。

中小企業のBCP策定に向け、支援機関のセミナー等を本市ホームページ、広報等で周知に努めてまいります。

(2)取引の適正化の実現に向けて(★)

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

(回答)

下請二法の取り締まりにつきましては、公正取引委員会と中小企業庁が行っておりますが、関係機関と連携しながらポスターの掲示等、周知徹底に努めてまいります。

(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて(★)

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益

まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

(回答)

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等は、庁内関係機関へ展開のうえ、受注者より労務費・原材料費等の上昇に伴う契約金額変更についての申出があった場合には、適切に協議を行うことを周知しています。

法令違反等があった場合に一定期間入札から排除する措置については、高石市競争入札指名停止要綱を定め、運用しております。また、総合評価入札制度については一部業務に導入しておりますが、他の業務等への導入については、国や大阪府等の動向を注視しながら、調査研究してまいります。

(4)公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO第94号条約型)の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

加えて地域間格差の是正を促進するため、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

(回答)

公契約条例の制定推進については、国や大阪府等の動向を注視しながら、調査研究してまいります。

総合評価入札制度については一部業務に導入しておりますが、他の業務等への導入については、国や大阪府等の動向を注視しながら、調査研究してまいります。

(5)海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別

の排除)の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス(HREDD)の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令(CSDDD)」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

(回答)

国や大阪府から周知・啓発等の協力依頼があれば協力いたします。

(6)産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局(近畿経済産業局)が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

(回答)

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」については、引き続き関係機関と連携し、調査研究を進めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

① 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

(回答)

本市では生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会に委託しており、支援会議を実施しております。引き続き、人材確保、予算措置等については、社会福祉協議会とも連携の上、必要に応じ大阪府に要望してまいります。

② 住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

(回答)

住宅セーフティネット法の周知については、リーフレットを都市計画課の窓口で配架しております。運営支援強化については、必要に応じ大阪府に要望してまいります。

③ 住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

(回答)

本市では市民の日々の暮らしでのお悩み等を把握するため、ご自宅を直接訪問し、お悩み事等を確認する「孤立ゼロプロジェクト事業」を実施し、住宅に係るお困りごとを把握しております。また、高石市社会福祉協議会に、住宅に係る相談窓口も受け付けており、相談支援できる体制を確保しています。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

① がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

(回答)

当市では、がん検診の受診率向上を目指して、いくつかの効果的な施策を実施

しております。

1. 無料クーポンの配布…20歳の方には、子宮がん検診の無料クーポンを配布しています。これにより若年層からのがん検診の受診促進を図っています。

2. 受診勧奨はがきの送付…20歳から70歳までの住民に対して、5歳ごとの節目年齢で受診勧奨のはがきを送付しています。このはがきには、がん検診の重要性と受診方法に関する情報を記載し、積極的に受診を呼びかけています。

3. 地域の成功事例の共有…検診受診率が高い市町村の取組を積極的に取り入れ、地域内で共有しています。

4. 働き盛り世代へのアプローチ…働き盛りの世代が仕事と両立しながらがん検診を受けやすくするために、休日にも検診を実施しています。

5. 生活困窮者へのアプローチ…生活保護を受給している方には、がん検診を無料で提供しています。経済的な理由で検診を避けてしまうことがないよう、すべての市民が平等に健康管理を受けられるよう努めています。

今後も、これらの施策を強化し、市民全体の健康意識を高め、がん検診の受診率向上に取り組んでいきます。

②口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

(回答)

当市では20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の住民を対象に無料で歯科検診を実施しています。対象者にはハガキを送付し、受診の促進を図っております。また、地域の憩いの場で歯科衛生士による講話を実施し、口腔保健の重要性を啓発しています。これらの取り組みを通じて、地域格差の是正と市民の健康維持を支援しています。今後もこれらの施策を強化し、口腔保健事業の推進に努めてまいります。

(3)医療提供体制の整備に向けて(★)

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

(回答)

市立の医療機関としては、高石市立診療センターがあり、現在は指定管理者が運営しております。そのため、医療従事者の健康への配慮等については指定管理

者と協力し、健康で安心して働くことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。また、地域性を考慮した保健所の体制整備についても、保健所とも連携の上、必要に応じ大阪府に要望してまいります。

(3) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて (★)

① 地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

(回答)

地域包括ケアシステムの充実に向けて在宅医療・介護連携推進事業として、顔の見える関係づくりや、医師会や社会福祉協議会との協力体制の構築をすすめております。

② 介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

(回答)

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的な考え方」(広域事業者指導課 HP)及び「介護職員等処遇改善加算の取得促進のための支援業務について」(大阪府 HP)にて周知を行っており、今後も関係機関と連携し、処遇改善に向け、情報を収集してまいります。

③ ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

(回答)

「介護現場におけるハラスメント対策」について(大阪府 HP)にて周知を行っており、今後も関係機関と連携し、ハラスメント対策についての情報を収集してまいります。

また、ハラスメントの防止対策については、事業所等にチラシの配布や啓発に努めてまいります。

④ 介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないように、事業者への周知徹底をはかること。

(回答)

介護人材の確保や職場への定着については、泉北地域の市町村及び事業者で定期的に連絡会議を開催しており、広域的に課題を共有し人材の確保に取り組んでいるところです。今後も人材の確保やキャリアアップを含めた取り組みをしていきたいと考えております。

<新規>

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

(回答)

介護者家族の会を開催し、介護者家族の交流や支援者との相談・情報交換等を行い、孤立防止となるよう努めております。

なお、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する認知症サポーターの養成講座を小中学校においても実施しております。

また、若年性認知症について実際の相談を含む情報を収集しながら、取り組みを行っていききたいと考えております。

<新規>

⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど高石市の条例制定を促進すること。

(回答)

現在、本市において条例は制定しておりませんが、制定の運びとなった際には、認知症基本法に沿って制定することとなるため、認知症当事者が参画できる体制を検討しなければならないと考えております。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

(回答)

保育士の処遇改善については、国の給付費算定の中の処遇改善加算手続きにより今後も賃金改善を図っております。

こども誰でも通園制度について、現在、実施の有無、職員を配置できるか等、市内保育施設との協議を行っております。また、研修についても、子育て支援員研修を活用しながら機会確保を行ってまいりたいと考えております。

② 保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

(回答)

現在、市域に認定こども園などの保育施設が10カ所あり、これまでも保育所民営化に伴う園舎の建て替えなどの際に、保育利用(2号・3号認定)児童の入所拡大を行ってもらおうよう要請しております。また、本市において増加している待機児童の解消に向けて、令和8年度から小規模保育施設の開設を予定しております。

③ 地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

(回答)

本市において、地域子育て支援センターは4箇所設置しており、子育て家庭の多様な相談にも対応しているところです。また、利用者支援事業として、支援制度の周知不足がないよう取り組んでおります。

④ 子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

(回答)

本市では、子育て世帯にかかわらず、日々の暮らしでのお悩み等を把握するためご自宅を直接訪問し、お悩み事等を確認する「孤立ゼロプロジェクト事業」を実施しています。また、子どもの貧困対策として、高校進学を目的とした支援対象、世帯の生徒への学習支援を行うとともに、生徒やその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行うことで貧困の連鎖の防止に取り組んでいます。引き続き、本市ホームページ、広報等で周知に努めてまいります。

⑤ 居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

(回答)

本市では、コミュニティカフェの開設マップを作成し周知に取り組んでいます。若者も情報収集しやすいようホームページでも掲載しています。また、人材確保としては、地域福祉活動の担い手の確保を図る「ボランティアポイント事業」を令和6年度から実施し、事業に参加している団体の事業運営を円滑に行えるようボランティア希望者と団体のマッチングを構築しています。

⑥ 子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

(回答)

令和6年度より母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「高石市こどもすこやかセンター」を設置し、専門職によるすべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行っているところです。今後も関係機関等との情報共有及び連携を図ってまいります。

⑦ ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

(回答)

家庭児童相談での状況確認や見守りを通し、ヤングケアラーと思われる事案の早期発見に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

(回答)

教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理については、校務支援システムの導入により実施できております。改善策としましては、平成30年度から設けている夏季休業中の閉庁日は、令和7年度から日数を2日から4日に増やし、部活動においてもガイドラインを策定するなど、教職員の働き方改革に取り組んでおり、今後も継続してまいります。

代替者の確保については、事前任用制度など府の制度を積極的に活用してまいります。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

(回答)

本市につきましては、各中学校区に1名SSWを配置しております。

また、SCにつきましては、大阪府からの配置に加え、高石市教育研究センターにおいて、相談可能な体制を整えております。引き続き、安心安全な学校づくりに努めてまいります。

(3) 奨学金制度の改善について (★)

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見切りや退学することがないように、独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

(回答)

本市につきましては、貸付型奨学金制度をご利用いただいております。

給付型奨学金制度につきましては、国や大阪府の制度をふまえ、総合的に検討してまいります。

(4) 労働教育のカリキュラム化について (★)

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

(回答)

キャリア教育として、各校において作成しているキャリア教育の全体計画に基づいて、計画的に実践を進めております。

併せて、教員向けのキャリア教育に係る研修や各校における出前授業等外部講師を活用した学習機会の充実に努めてまいります。

(5) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

(回答)

特定の人種や民族を差別する「ヘイトスピーチ」は極めて重大な人権侵害行為であると認識しております。大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例等の周知を図るとともに、パネル展を実施するなど引き続き啓発に努め、人権意識の向上を図ってまいります。

同様に、インターネット上の人権侵害についても、啓発用リーフレットを庁舎内に配架し、インターネットと人権についてパネル展を実施するなど、継続して啓発活動の充実に努めてまいります。

(6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPからmy door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

(回答)

電子申請システムを導入することにより、府民の方々が市役所へ直接来庁する必要がなくなるように各種申請の電子化を推進しています。一方で来庁された府民の方々に対しては、書かない窓口等の申請手続きのDX化を図り、手続きにかかる時間削減等も取り組んでまいります。

情報格差の解消につきましても、引き続きスマホ講座の実施や情報発信チャネルの多角化等に取り組んでまいります。

(7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用

できる環境を整備すること。

(回答)

マイナンバー制度につきましては、マイナンバー法に基づき、適正な特定個人情報管理を行った上で運用してまいります。

マイナンバーカードの普及促進や利便性向上につきましては、コンビニエンスストアでの所得証明等の交付を実施してまいりましたが、引き続き、マイナンバー制度の趣旨に基づき、自治体システム標準化による国の動向も踏まえながら、効率化や利便性の向上に努めてまいります。

(8)府民の政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

(回答)

電子投票を可能とする条例制定及び予算措置の取り組みにつきましては、国や大阪府等の動向を注視し、近隣の状況も踏まえながら情報を収集し、検討してまいります。

また、郵便等投票制度の手続きの簡素化につきましては、今までの国に対する要望等を踏まえながら検討してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、高石市の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

(回答)

環境省や大阪府と連携・協力しながら、食品ロス削減に向けた啓発活動等、食品活用・ロス削減に取り組んでいます。

具体的には、市の広報誌「きらり」での啓発や、情報提供のあったチラシの配架、庁内でのポスターの掲示、市民窓口の机上へのステッカーの貼付を行っています。

今後も情報提供があり次第、周知に努めてまいります。

(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

(回答)

本市の社会福祉協議会では、フードバンク事業として市内のスーパーマーケット等と「食材に関する協定」を締結することにより食料品の提供を受け、各地域での子ども食堂運営団体やコミュニティサロン活動団体等に食料品の無償提供等を行っています。今後は、「フードバンク推進協議会」の設置を検討するとともに、地域イベント等を通じた啓発活動に努めてまいります。

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

(回答)

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。この相談業務等を通じて契約のルールと責任の啓発に努めてまいります。

また、今後も、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成のため、消費者教育を推進するとともに、啓発活動を行ってまいります。

さらに、カスタマーハラスメント対策について、研究・検討に努めてまいります。

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

(回答)

消費者教育については、社会科・家庭科において学習する機会がございます。学習支援体制の拡充につきましては、啓発活動を含め、消費者センター等とも連携を図りながら、検討してまいります。

また、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な方につきましては、必要が生じたときには調査・検討をしてまいります。

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

(回答)

なりすまし等の近年の特殊詐欺の傾向を踏まえて、被害の未然防止に努めております。警察や防犯関係団体と協調し、ポスター掲載や、地域安全運動市民大会の開催、市の放送設備（防災行政無線屋外スピーカー）や市内郵便局における人感センサー付き音声案内装置を用いた被害防止の注意喚起、自動通話録音装置の貸与、優良防犯電話推奨品の購入に対する補助などに取り組んでいます。

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、高石市としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

(回答)

本市は、令和3年2月に2050年ゼロカーボンシティ宣言を行い、高石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしました。その後、令和4年度には、この計画の目標実現を進めるため、具体的なアクションを定めた高石市地域脱炭素計画を策定いたしました。その中で、当該計画で定めた、脱炭素燃料の追及やごみ処理と地域新電力に関する取り組みなど、6つの具体的施策について事業実施に向けた検討を進めているところです。

「地域脱炭素推進交付金」については、今年度、重点施策加速化事業の採択を受け、市民・事業者に向けた太陽光発電設備等の補助金制度を開始し、カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

今後とも、大阪府や事業者等と連携・協力し、住民の皆様等需要側の行動を促す意識喚起等周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

(7)再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

(回答)

ご指摘の通り、特に耐震化基準が改正される以前に建てられた古い建物で事業を営む事業者においては、従来の太陽光発電の荷重に耐えられないことを理由に、導入に関する検討を断念するケースがあることは把握している。

当市が重点対策加速化事業を活用し実施する「高石市ゼロカーボン推進補助金」では、従来の太陽光発電設備よりも軽量とされるペロブスカイト型太陽光発電設備も商用化され導入実績がある場合に対象としており、これまで耐荷重の問題で設置が難しかった屋根への設置が可能となり、これまで設置を諦めていた事業者も含めて、更なる再生可能エネルギーの導入促進を目指してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

(回答)

本市では、エレベーター等を整備する鉄道事業者等に対し、高石市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱により財政支援を行っており、平成 28 年度の J R 東羽衣駅バリアフリー化工事、平成 30 年度の J R 富木駅改良工事、令和 4~5 年度の南海高師浜線伽羅橋駅及び高師浜駅のバリアフリー化工事に対して、同要綱によりそれぞれ財政支援を行いました。引き続き鉄道事業者等と連携して、バリアフリー化や安全対策の充実を図るとともに、今後実施する駅周辺整備事業において、福祉車両等の寄り付き方法等について検討してまいります。

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者 10 万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

(回答)

本市では、エレベーター等を整備する鉄道事業者等に対し、高石市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱により財政支援を行っており、これまでも平成 28 年度の J R 東羽衣駅バリアフリー化工事、平成 30 年度の J R 富木駅改良工事、令和 4~5 年度の南海高師浜線伽羅橋駅及び高師浜駅のバリアフリー化工事に対して、同要綱によりそれぞれ財政支援を講じてきたところです。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

(回答)

高石市開発指導要綱等において、開発区域内での配送、荷さばき等のための駐車スペースの確保に関する規定を設けており、今後も継続して交通・駐車環境の改善に努めてまいります。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

(回答)

自転車専用レーンの整備については、本市自転車ネットワーク計画に基づき、歩行者動線の確保も含め、計画的に整備を進めております。今後も引き続き自転車レーン整備延伸に努めてまいります。

自転車等の利用者への交通ルールの周知・啓発につきましては、教育委員会、協議会、所轄警察署との連携のもと講習会、イベント等を通じて周知徹底を図っております。今後も引き続き関連団体と連携し市民の安全・安心確保に取り組んでまいります。

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、高石市の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の

道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

(回答)

保育施設周辺の安全点検、危険箇所の総点検につきましては、関係機関と連携をしながら実施をしており、その中で改善が必要と認められた場所につきましては、安全対策を講じております。

ガードレール等の設置についても、今後関係機関と協議をしていきながら対応を検討するとともに、関係機関と連携のうえ、運転手にも周知・啓発に努めてまいります。

(6)防災・減災対策の充実・徹底について(★)

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保(男女比3:1)など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段(衛星通信、無線機、掲示板など)の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

(回答)

地域防災計画の修正や避難所運営マニュアルの作成、備蓄品の配備、避難所における生活環境の向上、衛生・プライバシー環境の整備等においては、防災会議委員への積極的な女性の登用や、女性職員の意見を取り入れ、整備を進めております。

地域の防災リーダーの育成については、大阪府と協力しリーダー育成研修を行

っており、各地域において積極的に女性の参画をいただけるよう、協力をお願いしております。また防災士等の資格取得に対する助成制度につきましては、近隣市町の事例を今後調査研究してまいります。

「避難行動要支援者名簿」については、定期的に更新をしており、個別避難計画の作成にあたり、医療・福祉関係者と協力をしており、災害時の体制強化を図っております。

本市の小・中学校については、耐震改修、空調整備が済んでおり、避難所としての機能確保が図られております。

災害時の情報発信については、現在防災行政無線システムの更新を行っており、HP、ライン、戸別受信機、デジタルサイネージ等の多様な手段で情報伝達が行えるよう、多重化を図っております。

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

(回答)

大規模発生初期においては、交通機関の被害などにより、自治体職員の参集、派遣が迅速に行えないことも想定されます。本市においては、災害発生時の指定避難所等担当者を市内または近隣居住者を指名して体制確保するとともに、住民に対しては、自助と共助で初動を行えるよう啓発と訓練を重ねております。また、関係市町村との相互応援協定により、上記体制の強化を図っております。

災害発生後の道路啓開につきましても、大園筋改修工事等の道路改修事業に加え、民間事業者との協定締結を行う等により、機能を強化しております。

本市の実施する防災訓練等において、展示や物品の提供等をいただき、災害時応援協定の締結を行う等、民間事業者に協力をいただいております。また社会福祉施設において、市から依頼を行い、避難確保計画の作成等、災害時の対応マニュアルの整備を進めていただいております。

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤

防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

(回答)

集中豪雨等の風水害対策として、大阪府と協力した河川整備事業等により、排水機能の強化が図られております。なお、本市においては土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定はありません。

本課において「防災まちづくり勉強会」を年に数回開催し、自治会、自主防災組織と意見交換を行っております。またその際、避難行動要支援者名簿の共有も行っており、今後も引き続き地域と連携を図ってまいります。

(回答)

本市においては、落石・崩壊・地すべり・土石流・盛土・擁壁・橋梁洗掘等の危険箇所はありませんが、道路や公園における植樹の倒木対策などの維持管理を行い、暴風への対策を行ってまいります。

また、水路・河川付近の道路や地下道における冠水対策を行って参ります。

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、高石市が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

(回答)

「おおさか防災アプリ」の周知については、市役所でのチラシ配架やHP等により行っており、今後も引き続き周知に努めてまいります。各避難施設に掲示する看板については、日本工業規格（JIS）において規定されている、案内用図記号、及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示を行っており、今後も視覚的な情報提供の強化を図

ってまいります。

ハザードマップについては、浸水想定区域図の変更等、必要に応じて更新を行ってまいります。その際には、多言語対応等、先行事例を参考に誰にとっても分かりやすい内容となるよう努めてまいるとともに、引き続き周知・広報を行ってまいります。

災害時の企業・団体と連携については、高石商工会議所等と協力し企業へ講座を行う等、防災意識の向上に努めてまいります。

災害時避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を進めておりますが、今後作成済みの要支援者に対する訓練等の実施を検討してまいります。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

(回答)

避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保については、現在行っている防災行政無線システムの更新に加え、公衆wifiの整備等を今後検討してまいります。

また、鉄道事業者等の関係機関と連携を図って参りたいと考えております。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

(回答)

本市における各施設の徒歩圏人口カバー率はほぼ100%に近い数値となっています。また、高齢者や障がい者、子育て層の方の安全・安心な移動機能として、60歳以上、障がい者や介添者、妊婦、乳幼児を連れた方等が無料で利用できる市内循環の福祉バスを運行しています。

(11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に高石市においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

(回答)

下水道事業にかかる技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策については、「高石市下水道事業経営戦略」の中で、組織体制の課題として人員の適切な配置と職員の技術継承を挙げており、引き続き専門的な知識や技術を有する職員の確保と研修による技術継承に努めてまいります。

水道事業につきましては、令和7年4月から高石市から大阪広域水道企業団に統合しており、大阪広域水道企業団の所管となっていますので、本要望等は、大阪広域水道企業団へ申し伝えます。

<新規>

(12)空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

(回答)

高石市空家等対策協議会にて本市の空家等対策計画の作成等に関することや特定空家等に対する措置等を協議し、政策形成を進めてまいります。

窓口およびHPにて空き家バンク情報を公表し、空き家の活用を促進してまいります。

<新規>

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、高石市における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、高石市の健康と生活環境の向上を図ること。

(回答)

本市における公衆喫煙所について、望まない受動喫煙の防止と喫煙マナーの向上を目指し、市民・事業者・行政が協力して取り組んでまいります。公共の場での分煙環境の整備を進め、市民の健康増進と快適な生活環境の実現に向けた施策を強化してまいります。

7. 大阪南地域協議会統一要請

(1) 震災における対応について <継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。

大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

(回答)

防災訓練については、体験型の防災プログラム「イザ！カエルキャラバン」を実施しており、広報紙、HP、LINE等にて全市民対象に周知を行っております。また令和7年度においては、「イザ！カエルキャラバン」に加え、避難訓練を併せて実施します。更に新たに新米パパママを対象とした防災訓練を2回実施するとともに、各自治会・自主防災組織において実施する防災訓練についても支援を行っております。

(2) 各自治体による少子化対策について <継続>

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になる

と予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。

少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自のを実施している施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

(回答)

これまで、定住人口の増加や生産年齢人口の増加を図ることを課題として、各種施策を展開してきました。これらの取組を継承・発展させるとともに、国の施策と連携を図りながら、「高石市人口ビジョン」で示す施策の方向性と将来展望を踏まえ、第3期総合戦略を策定いたしました。これからも「地方創生」に向けた取組を進めてまいります。

(3)子ども食堂ネットワークについて <継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取組を進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取組を積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

ついては、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

(回答)

社会福祉協議会では、こども食堂の取組をサポートし、様々な情報や物品提供等を行い、こども食堂同士のつながる機会を提供しております。ネットワーク会議については、関係機関と協議・検討してまいります。

8. 泉州地区協議会独自要

(1)臨海工業地帯の防犯について <継続>

高砂1号線の中央分離帯は樹木の剪定を防草シートの活用で視界が広がり交通事故防止に繋がっています。樹木の適切な剪定と定期的なメンテナンスは、犯罪の隠れ家や不備な場所の形成を防ぐために重要です。また、近年、樹木の成長が早く年2回の剪定では安心・安全な歩行者の移動が困難のため、市民が快適に移動できる環境を維持するためにも、歩行者・自転車ルートにおける樹木の剪定実施回数を増やすこと。

(回答)

防草シートにつきましては、平成25年度より高砂1号線の交差点部分等、出合頭事故防止、自転車、歩行者の見通しを確保するため重点的に設置しております。

高砂地区の市道については、例年夏頃に1回、年度末にもう一度草刈と樹木剪定実施しており、さらに、令和3年度から高砂1号線のグリーンベルト及び中央分離帯において、企業への出入り口付近等、巨木化した高木の伐採を行うなど維持管理に努めております。剪定回数の増加に関しては、財政部局と協議の上、必要な維持管理ができるよう努めてまいります。

(3) 防災について <新規>

近年、南海トラフ地震などの切迫性に加え、台風や集中豪雨による浸水・土砂災害の危険性が高まっております。高砂（臨海部）の労働者は連絡橋「高石大橋」が唯一の交通手段であり、災害により通行不能となった場合には、事業者の避難・救助活動に甚大な支障をきたす恐れがあります。臨海部地域における防災対策を強化するため、避難経路の多重化、緊急輸送路の整備、代替ルートの確保を早急に検討・推進されるよう要請いたします。防災行政無線、メール配信、スマートフォンアプリなど、市民一人ひとりに迅速かつ的確に情報が届くよう確実な情報伝達手段を構築すること。

(回答)

情報伝達の多重化については、現在も防災行政無線、市HP、エリアメール、LINEにより行っております。また現在行っている防災行政無線システムの更新事業に併せて、デジタルサイネージ等、新たな情報伝達手段の整備も行います。臨海部は石災法に基づく特別防災区域となりますので、事業所、及び事務局である大阪府と連携し、防災対策を行ってまいります。

また、本市臨海部において、津波避難ビル・タワーが3か所指定されています。

高石大橋が通行不能となった場合など様々なケースを想定し避難・救助活動の確保に努めてまいります。

さらに、各種避難経路等の確保に係る検討については、連絡橋の道路管理者（大阪府）に働きかけてまいります。